特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
5	子ども・子育て支援に関する事務　　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島原市は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

島原市長

公表日

令和3年8月11日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）などの関連法に基づき、認定こども園・幼稚園・保育所等を利用する支給認定者の管理、利用者負担額（保育料）の決定及び納付管理、施設等への給付費の支給情報管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 1. 支給認定に必要な情報の確認の事務 2. 利用調整に必要な情報の確認の事務 3. 利用者負担額（保育料）の算定に必要な情報の確認の事務 4. 保育料収納情報の管理の事務
③システムの名称	子ども子育て支援システム、基幹住基システム、統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
子ども子育て支援システム個人情報ファイル、基幹住基システム個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項（利用範囲） 別表第一8の項、94の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第8条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠） なし （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の13、116の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部　こども課
②所属長の役職名	こども課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室　政策企画課 〒855-8555　長崎県島原市上の町537番地　TEL0957-63-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部　こども課 〒855-8555　長崎県島原市上の町537番地　TEL0957-63-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅰ関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	こども課長　横田　定幸	こども課長	事後	様式変更に伴う変更
令和1年6月27日	Ⅰ関連情報 7. 請求先	市長公室　政策企画課	市長公室　政策企画課 〒855-8555　長崎県島原市上の町537番地 ℡0957-63-1111	事後	
令和1年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数　時点 2. 取扱者数　時点	平成27年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策	―	（新設）	事後	様式変更に伴う変更
令和3年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1. 対象人数　時点 2. 取扱者数　時点	平成31年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	再実施による変更
令和3年4月1日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない（入手） 接続しない（提供）	十分である 十分である	事後	再実施による変更
令和3年9月1日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠） なし （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の13、116の項	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠） なし （別表第二における情報照会の根拠） 別表第二の13、116の項	事前	番号法改正に係る記載内容の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明